

随意契約締結状況

平成31年4月分

| | 物品等又は役務の 名称及び数量 | 随意契約担当課の名 称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方 の氏名及び住所 | 随意契約に係る契 約金額(税込み) | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|---|---------------------|-----------------------------------|-------------|---|----------------------|--|-----|
| 1 | 食事サービス提供 業務の委託契約 | 松江赤十字病院 医療技術部 栄養課 松江市母衣町200 | 平成31年 4月 1日 | 日清医療食品 (株) 中国支店 広島市中区八丁堀 3-33 | 121,331,520 | 日本赤十字社会計規則第36条第3項 「契約の性質又は目的が競争を許 さない場合」の規定による。 専門的な知識・技術・能力等新調 理法に対応できる業者が近隣にな く、又当院における業務実績があ るため。 | |

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約であ
及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみではなく、具体的な理由を簡潔に記載する。